

2021年6月16日

国立市議会議長 青木 健 様

提出者 高柳 貴美代

» 上村 和子

» 青木 淳子

» 住友 珠美

» 稗田 美菜子

» 古濱 薫

» 石井 めぐみ

» 小川 宏美

» 藤田 貴裕

» 望月 健一

» 石塚 陽一

議案の提出について

議員提出第9号議案

包括的女性自立支援の法整備の早期実現を求める意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

包括的女性自立支援の法整備の早期実現を求める意見書（案）

2021年4月28日に「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」が内閣府男女共同参画局から出されました。

その中には、新型コロナウイルス感染症の拡大は男女で異なる影響が出たこと。女性の非正規労働者の減少や、自殺者の増加など女性への深刻な影響が明らかになったと書かれています。

その根底には、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがあり、それがコロナの影響により顕在化したとして、今こそ、幅広い政策分野でジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠、女性に焦点を当てて、我が国の課題を明らかにし、既存の制度や慣行の見直しが必要と述べています。

2019年10月11日、厚労省子ども家庭局長が有識者等の参集を求めて設置した「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」の中間まとめを発表しています。

この中間まとめによると、今日の婦人保護事業の根拠法は1956年に制定された売春防止法であり、要保護女子の保護更生を図る事業として始まりましたが、その後の社会経済状況等の変化により支援ニーズが多様化しています。

2001年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が制定されたものの、根拠法である売春防止法の規定については、制定以来、基本的な見直しがされず、「婦人」、「保護更生」、「収容保護」といった文言の見直しを含め、法律が実態にそぐわなくなっています。

若年女性への対応、性被害からの回復支援、自立後を見据えた支援など、多様化する困難な問題を抱える女性を対象とした包括的な支援の提供に向けて、一人一人の意思を尊重した伴走型支援を行政、民間団体、地域コミュニティと連携、協働できる仕組みが求められています。

既に「売春防止法を根拠とした従来の枠組みでの対応は限界が生じている」との認識がある中で、女性を対象とした専門的な支援を包括的に提供する新たな枠組みを、新たな理念の下で示すべきと考えます。

国は中間まとめの内容を踏まえ、自治体や民間団体が横断的に連携して困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワークの構築・運営のための費用を令和3年度予算で措置するとともに、新たな法制度の検討についても、売春防止法を所管する法務省を中心に関係省庁が連携して対応しています。しかしながら、コロナ禍により、現場では深刻な問題が露呈しています。

国立市は国より早く、市内NPOと協働して、貧困・DV等の困難を抱えた女性を支援する女性パーソナルサポート事業を先駆的に実施、包括的支援を行っており、コロナ禍になってからは、全国から注目され、多くの女性、母子が、助けを求めて駆け込んできています。また、他の自治体の婦人相談員や、シェルター職員、母子生活支援施設職員からのヘルプの相談も引きも切らない状況です。

当事者である女性のみならず、公的な相談支援現場にとっても最後のよりどころになっています。

このようなコロナ禍の中で加速している深刻な問題を解決するためには、困難を抱えた女性の自立を包括的に支援する法律が必要です。

いまだ、当事者と現場が望んでいる包括的支援の公的な保障がなされないまま厳しい状況が続いています。

国においては、ぜひ国立市での市とNPOの先駆的な協働事業の現場を見て、声を聴いて、緊急的な支援の仕組みをつくってほしいと強く要望します。そして、早期の法整備実現を求める意見書を国立市議会として提出します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものである。

2021年6月 日

東京都国立市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣